

修
正
帝
國
修
身
訓
高
等
科
卷
三

8
86

K120.1
134
3

修 正帝國修身訓卷三 高等科目次

第一課	貝原益軒先生の學徳	一	第十課	細井平洲先生の友誼	十二
第二課	同 學問	三	第十一課	同 老後の光榮	十三
第三課	同 教訓一	四	第十二課	紫式部の生立及 び貞節	十四
第四課	同 教訓二	五	第十三課	同 著書及び淑徳	十五
第五課	上杉治憲卿の至誠	六	第十四課	和氣清麻呂公の祖 先及び生立	十七
第六課	同 文學武術の奨勵	七	第十五課	同 精忠	十八
第七課	同 勤儉	八	第十六課	同 役官及び顯榮	十九
第八課	同 仁慈	九	第十七課	同 姉及び子息	二十
第九課	同名譽	十一			

修正帝國修身

修正帝國修身訓



修正帝國修身訓 高等科目

第一課

貝原益軒先生の學徳

貝原益軒先生は、筑前國福岡に生れ、名を篤信といふ。幼より學問を好める上に、母の教よかりければ、其上達もはやかりき。

されど、身弱かりしかば、何事をせんにも、身を丈夫にせねばならず」とて、醫書を読み、養生しけるに、身すこやかになり、學問も大に進み、二十三歳の時、福岡藩の儒者となり、又、京都に行きて、なほ、學問を修めければ、

其名、遂に、天子の御耳にまで届きぬ。

先生は、かくも、大學者になりたれど、あれ人に長ずることなし、唯恭黙して、道を思ふのみとして、ますく、謙遜せられたり。

先生、湊川に、楠公の碑を、たてんとせしに、やがて、楠公の勲功は、日月と光を争ふ、我等ごとき、身分いやしく、學問あさき者の、すべきことに、あらず」とて、思ひとゞまりけり。

「知ル者ハ、言ハズ、言フ者ハ、知ラズ」といふ

なるが、或時、乗合船
の中にて、物しり顔
に、書物を講釋する
者あり、先生、黙して、
聞きけるに、其者、別
るゝをり、先生の名
を聞き、大に、赤
面して、にげ去
りけり。



第二課 同 學問

益軒先生は、ひろく學びて、はや、讀まぬ本
も、なき程なりしに、書ヲ讀ムコト、一卷ナレ
バ、一卷ノ益アリ。書ヲ讀ムコト、一日ナレバ、
一日ノ益アリ」とて、ひまだにあれば、眼を讀
書に、さらしけり。

されど、先生の本を讀むは、文字を覺え、事
を知らん爲にはあらず、學問ノ要、ニアリ。未
ダ知ラザル時ハ、知ランコトヲ求メ、既ニ知

レル時ハ、行フベシ」とて、學びたることは、つとめて、之を身に行ひぬ。

また、「學問ハ、志ヲ立ツルヲ本トス。志、立タザレバ、學ブコト、成就セズ」といはれ、「何事をせんにも、かくと思ひこむが、大切なり。しかし、思ひこみたるばかりにて、しとげねば、役にたゝず。よりて、「志ヲ立ツルハ、勇猛ナルベシ、柔弱ニシテ、怠ルベカラズ」と、人にも教へたり。

第三課 同 教訓一

益軒先生は、聖人の道を、修めければ、學問を以て、普く、世の人をみちびかんとして、力を盡して、教をしきたりき。

此頃の學者は、書をあらはすにも、多くは、學者の見るべき、むづかしきものなりしを、先生は、何人にも、讀みやすき、假名交り文に書き、道を弘め、其つくりたる本の數も、百種あまりの、多きに及びぬ。

其中、五常訓といふ本には、人として知ら
でかなはぬ、修身の道を説き、又、大和俗訓と
いふには、學問して、人の道を知り、心を正う
して、善人にならんことなどを、丁寧、に、のべ
たり、其一節に、

善モ惡モ、必ズ、小ヲ積ミテ、大ニ至ル。故ニ、
善ハ、小ナリトテ、捨ツベカラズ。惡ハ、小ナ
リトテ、行フベカラズ。

と、さとしぬ。其意、深切なりと、いふべし。

第四課 同 教訓ニ

益軒先生の家道訓といふ書には、品行を
慎み、家を治むる道を、述べたるが、中に、

家ヲ保ツ道ハ、勤ト儉トノニニアリ。勤ハ、
財ヲ得ル道ニテ、儉ハ、財ヲ失ハザル道ナ
リ。勤儉ナラビ行ハレテ、家道立ツ。一モ缺
クベカラズ。

と、いましめ、又、金錢のつかひ方につき、
財ヲ用フルニハ、奢ラズ。吝ナラズ。入ルヲ

量リテ、出ダスコトヲナシ。財ヲ貯ヘテ、餘

アラバ、世ヲ益ス

ルコトニ、使ヒ用

フベシ。

と、教へたり。

先生、又、醫術にも

委しく、兄の病にか

かりて、醫者の見は

なしたる時、あらゆる醫書を調べて、薬をも



池田寫真

りたるに、かほどの重病も、忽ち、いえにけり。

されば、養生訓には、自ら、試みたる事に、基

つきて、身體を、丈夫にする仕方を、深切に、説

きたり。又、養生をするにも、行をつゝしむが

第一なりとて、

内、慾ヲ少クシ、外、ヨコシマヲ防ギ、時々、身

ヲ運動シ、睡ヲ少クスベシ。

と、誡めたり。先生、若き時、身體、弱かりしかど、

八十五歳の長命を得たるは、故あるなり。

第五課 上杉治憲卿の至誠

上杉治憲卿は、米澤の藩主にて、隱居の後、鷹山と號し、有名の賢君なり。卿、十七歳にて、家督をつぎけるに、是より領民を、子の如く憐みたり。其歌に、

うけつぎて國のつかさの身となれば
あするまじきは民の父母
とあり。

或年、大饑饉ありしに、其翌年も、氣候あし

く、暑中に、綿入を著る程なりければ、卿は、今年も、饑饉ならんかと、心配し、諸の神社・佛寺に命じて、豊作の祈禱を行はしめ、なほ、自らも、丹精をこらして、祈りたり。

此時、卿は、領民を思ふあまり、斷食までせしを、養父には、病を得んことを憂へ、自ら、粥をにて、すゝめければ、卿は、其いつくしみに感泣して、たべけるに、程なく、氣候も、なほりて、人々も、よろこびけり。

第六課 同 文學武術の奨勵

初め、治憲卿、江戸にありし時、細井平洲といふ學者を招き、毎月、一六の日に、講義をきき、又、家來の者にも、きかしめたりき。

やがて、卿、思ふや、本國の風俗を改めんには、學校を設けて、學問を教ふるに、まさるものなし」とて、國に歸る時、自ら、平洲の家に行き、米澤に下られて、學校をおこしたまはれ」と、ねんごろに、頼みたり。

平洲、辭退したれども、卿の頼みの、ねんごろなりしかば、遂に、米澤にいたりしに、卿、手あつく、あしらひ、教育の事は、すべて、まかせければ、平洲、力を盡して、大に、學問の風をおこしたり。

「文事アル者ハ、必ず武備アリ。卿は、家傳の兵法に、くはしく、弓馬、槍劍の術にも、達しければ、家來をはげまして、武藝を習はせ、久しく絶えたる、武藝、閱覽の事をも、おこしぬ。

第七課 同 勤儉

上杉家の勝手向は、前代より、だんく、衰へたることゝて、治憲卿の家督相續のはじめ、幕府より、西丸普請の手傳を、命ぜられし時の如きは、卿、如何とも、しがたく、直書もて、家來、ならびに、領民に、出金を頼み、やうくにも、幕府の役を、しとげたりき。

「家ヲ保ツ道ハ、勤ト儉トニアリ」とかや、上杉家は、かほどまで、に、貧しかりしかど、卿は、ひたすら、儉約をつとめられたれば、程なく、十一万兩の借金を、返しつくして、なほ、餘金さへあるに至れり。

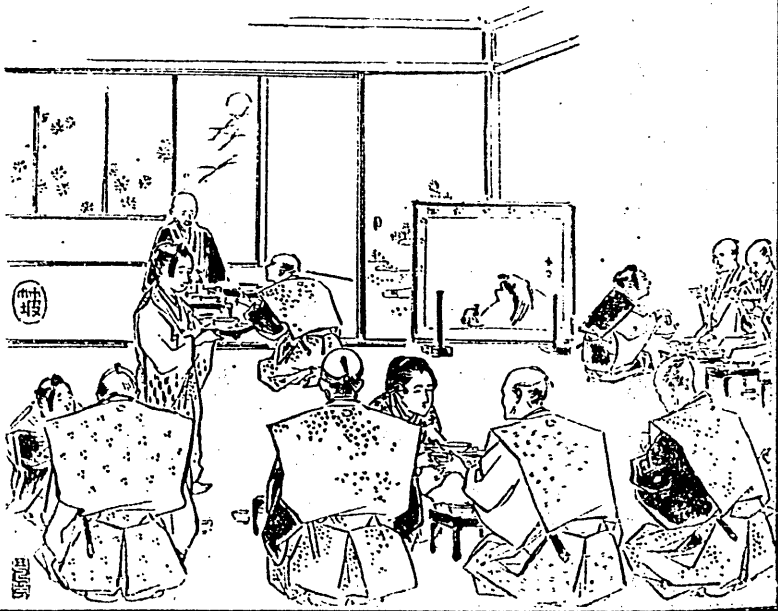
又、領民の訴、罪人の裁判など、ある時は、卿は、相談紙面として、重役のものに、其見込を、書きつゝらしめて、之をまはし、多くの意見をあつめて、後に、處分したりければ、事を誤りたること、なきのみならず、自然と、民情にも、通じけり。

第八課 同 仁慈

治憲卿は、なさけ深き人なりけるが、とりわけ、老人を憐む心あつく、屢、藩中の老人を召して、夜話せしめ、いつも、菓子・酒など、人々の好むものを、出だして、もてなしけり。

又、或時、九十歳以上の老人を、城中に召し、養父は、二の間に坐し、卿は、三の間にありて、老人にあひ、衣服・金子など、賜ひたる上に、手あつく、酒・飯をふるまひけるが、給仕には、其

子、又は、孫などを、附添はせけるに、卿は、その親しき様を見て、「己、朝夕、父君に、添ひまうさぬ事の、残念さよ、せめては、今日なりとも」とて、養父が辭するをも、



強ひて自ら給仕をつとめけり。

又江戸詰の者に、本國なる父母の安否を尋ねさせんとて、折々暇を興へけり。

或時、蓼沼某といふもの、病に卧したるに、其父國にて重病にかゝれる由、聞てえければ、卿は不便に思ひ、其身の病氣だに、させる事なくば、暇つかはすべしと、申しゝに、某は、病をおして、走せ下りたり。卿の下を思ふ事、此の如くなれば、人情益あつまりき。

第九課 同名譽

治憲卿は、家督をつぎてより、能く領内を



治めければ、遂に幕府に聞え、三十歳の時、將軍に召されて、多年の勞苦を賞せられ、紋付の羽織、三つを賜はりけり。

卿、隱居して後、三十餘年の間、當主をたずけて、領民を治めしに、七十二歳にて、なくなりければ、人々、皆、父母をうしなへる如く、悲しみぬ。

かくて、數十年の後、世のさま、大にかはり、諸大名は、領地を、朝廷に、かへし奉ることになり、其家來は、多く、くらしに困りけるが、米澤の士族は、卿の餘澤にて、貯もありしかば、難儀するもの、甚だ少かりき。

第十課 細井平洲先生の友誼

細井平洲先生は、尾張の人なり。二十五歳の時、江戸に出て、塾を開きしに、程なく、小川天門、飛鳥圭洲といふ二人の學友、各、妻子をつれて、同居しぬ。

此頃、父、正長も來たり居り、妻子もありければ、一っかまどに、三家族、雜居のすがたなりしかど、天門・圭洲の二人は、正長を、父として事へ、先生を、兄として敬ひ、又、二人の妻も、

先生の妻を、あによめとしてつかへ、一家の内、よく和合しければ、近所の人々は、眞の兄弟と思ひ、正長にむかひて、三人の御子息は、何れも、かしてく、嫁御達も、やさしくて、御老體には、サゾ、おたのしみならんといひて、うらやみあひけり。

かく、三家族同居すること、四年あまりにして、天門・圭洲の二人、相つぎて、死去しければ、先生は、其妻子を、あはれみて、養ひたり。

時に、先生、貧しかりしに、朋友、二人の妻子を、せわすることゝて、其苦み、一方ならず。度々、はなれぐに、ならんとせしを、やうく、こらへて、すごしけり。



第十一課 同 老後の光榮

「艱難ハ、汝ヲ玉ニス。」とかや、平洲先生、江戸にありて、貧乏を極めしに、たましく、上杉治憲卿の師範に、あげられてより、其名、世に知れあたり、諸大名より、重き手當を與へんとて、召されしかど、皆、ことわりたり。

されど、尾張は、父母の國なればとて、尾州侯に仕へしに、侯は、藩の學校の督學となして、厚く、用ひけり。

其後、治憲卿、常に、先生に、あひたしと、望みしかば、當主の君は、父君の志を、おしはかり、尾州侯に乞ひて、先生を、招待したりき。

先生、やがて、米澤にいたるに、公、自ら、途中まで、出でむかへ、門人の禮を執りて、あつかひければ、先生も、ねんどろに、學問の事より、政事向の相談にまで、あづかりて、江戸にかへりけるに、當主の君は、自ら、先生の宅に行きて、厚く、禮を申しけり。

第十二課 紫式部の生立及び貞節

紫式部は、藤原爲時の女なり。父は、名高き學者にて、その教も、とゞきければ、幼より、禮節にならひ、品行もよかりけり。

又、物覚えよく、兄の書を學ぶ傍にありて、兄のまだ覚えざるに、よく諳んじたれば、父は、「此子、男ならば、我家を起さんものを」といへり。長ずるまゝに、廣く書を讀み、和歌・文章をよくし、又、絲竹の道にも、すぐれたり。

やがて、人に嫁して後は、よく夫につかへて、家事を治め、二人の女を、まうけて、またよく教へたり。

かくて、夫、病にかゝりけるに、あつく、看病したりけれども、其かひなくて、死にければ、泣き衰しむこと、かぎりなかりき。

此時、式部、年尚ほ、若かりければ、再縁を勧められたれど、「貞女、兩夫二見ミエズ」とて、貞節を守り、子供のせわを、專にしけり。

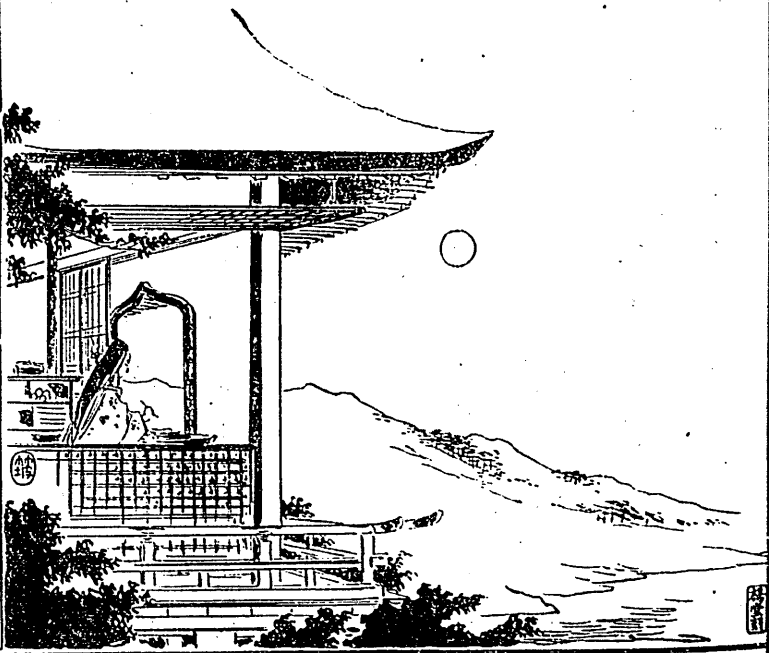
第十三課 同 著書及び淑徳

式部は、一つの物語を、書きつゞりて、之を源氏物語と名づけぬ。この書は、よく、そのころの人情・風俗を、うつしたり。

此物語は、見事の文章にて、よく、人情をうつしたれば、人々、皆、ほめけるに、時の中宮、之をきこしめされて、式部に、物など賜ひ、又、宮仕をすゝめたまひければ、式部、こゝろに、おもふよし、おほせに、したがひたてまつる

方、子をそだつるにも、たよりよからん。とて、おほせのまゝに、仕へ奉りけり。

夫より、式部は、いろくの書物を、講じまゐらせ、中宮の御心



に、かなひたり。然るを、とねみて、としる者ありしに、式部、なほさら、ひかへめにして、争ふことなかりしかば、中宮のおぼしめしは、一きは、まさりけり。

かくて、暇たまはる時には、家に歸りて、子供に、女の道を教へなどしければ、二女とも、行、正しく、姉は、後に、大貳三位といひ、妹は、辨局として、共に、名高き歌よみとなり、母子三人、名を、千歳に傳へたるど、譽なる。

第十四課

和氣、清麻呂公の祖先及び生立

和氣、清麻呂公の祖先は、垂仁天皇の皇子、鐸石別命（たつしつべつのみこと）にて、命の曾孫に、弟彦王（おとひこぎみ）といふ御方あり。神功皇后、三韓征伐の時、従ひ行かれて、軍功、多かりき。

かくて、歸らせたまひて、程なく、應神天皇の御兄なる二王子、兵をあげて、とむきしかば、弟彦王、天皇のおほせを、うけたまはりて、亂を平げ、其てがらによりて、備

前國藤原縣のちののつかさに任せられたまひぬ。是より子孫世々藤原に居られけり。

清麻呂公は、弟彦王、十二世の孫にて、藤野郡に生れ、幼より賢くして、學問を好み、年、やや長じて、深く祖先の功を思ひ、己も、また、家名をあげんものと志せり。時に姉なる人、稱徳天皇に仕へ奉りければ、公も、やがて、朝廷に召されしに、心を專にして、ひたすら、忠勤をはげみたり。

第十五課 同 精忠

稱徳天皇、深く佛を信向せさせられ、僧道鏡に、法王の位を授けたまひしかば、此僧、威勢をふるひ、遂に、天位をも望みたり。

時に、太宰の主神、阿曾麻呂といふ者、宇佐大神の御つげといつはり、道鏡を天位に上せなば、天下太平ならん」と申し上げぬ。

天皇、聞召して、御心をなやまし、清麻呂公におほせて、更に、御つげを請はせたまふ。

道鏡はこの度の大神の御つげによりては、天位にも上らるゝことなれば、公が宇佐下向のをりに、云ひけるよ、「大神の御つげは、我を天位に上せんとの思召なれば、偽ることなく、かへり奏せよ。我、天位に上りたらんには、公を、太政大臣に進め、國の大政を委ねん。若し、偽り奏せんときは、重き刑に行はん。」と、おどしけり。

公、やがて、宇佐より歸りて、「我國、開けし始

より、君臣の分、定まれり。天津日嗣は、必ず、皇統を立つべきものぞ。大逆無道の者は、速に、拂ひ退くべし。」との御つげなり。と、奏しければ、道鏡、大に怒り、公の官をおとして、朝廷より退け、更に、清麻呂、神の教を、いつはり申したれば、其罪、輕からず。とて、名を穢麻呂きたなまろと改め、官位をとりあげて、大隅國へ流し、尚ほ、途にて、失はんとしたりしかども、幸にして、公が身には、事なかりき。

第十六課 同 復官及び顯榮

光仁天皇御位につかせたまひて、道鏡を
下野に追ひやり、清麻呂公を、大隅より召し
かへして、元の官位に復したまひ、また、和氣
朝臣の姓を、たまはりたり。

桓武天皇も、亦、公を、重く用ひさせられ、奈
良の都を、うつさんと、したまふに及び、公は、
今の京都の地をえらびて、申し上げれば、
天皇、やがて、御造營の長官に、爲されたまふ

に、まことをつくして、其事をなしとげける
を、天皇、ほめさせられて、從三位にすゝめ、民
部卿に、任じたまひけり。

公、年六十七にて、なくなりけるに、天皇、
いたませられて、正三位を贈らせたまふ。後、
山城國高雄山に、祀りしを、嘉永年中、護王明
神の號を賜はりしに、今上天皇陛下、更に、
別格官幣社に列したまひ、又、正一位をり贈
て、忠義をあらはしたまひき。

第十七課 同 姉及び子息

清麻呂公の姉、法均はつとんは、生れつき心やさしく、行、正しかりければ、稱徳天皇に召され、常に御そばに仕へて、御恩をかうむりぬ。

或年、さあがしきことありたる上に、饑饉なりしかば、そこゝに、棄兒ありて、其様、まことに憐れなり。法均、心をいため、人をして、ひろはせしに、八十三人を得たりしかば、自ら、なさをかけて、養ひをだてけり。

清麻呂公には、六男・三女ありて、何れも孝心、深かりしが、中にも、廣世卿は、大學別當にまで進み、真綱卿は、參議にのぼり、仲世卿は、近江・播磨等の國司になりぬ。

「身ヲ立テ、道ヲ行ヒテ、名ヲ後世ニ揚ゲ、以テ、父母ヲ顯スハ、孝ノ終ナリ。」と、いへり。和氣家の兄弟、いづれも、父の心を、うけつぎて、忠勤をはげみければ、家名、いよく、あらはれ、世の人々、いづれも、うやまはざるは、なかり

K120,1

正修帝國修身訓高等科

著者權所有

明治二十二年四月四日發行
 明治二十一年十一月十一日訂正再版發行
 明治二十四年三月二十九日修正三版發行
 明治三十四年八月廿三日修正四版印刷發行

編者

發行兼印刷者

代表者

印刷所

東京市日本橋區通油町十六番地

學海指針社

東京市日本橋區通旅籠町十一番地

株式會社 集英堂

東京市淺草區老松町三番地
右社長

小林清一郎

東京市神田區柳原河岸十二號地

株式會社 集英堂活版所

定價	一卷金八錢	二卷金八錢	三卷金九錢	四卷金九錢	五卷金拾錢	六卷金拾錢	七卷金拾壹錢
價	八錢	八錢	九錢	九錢	拾錢	拾錢	拾壹錢

修正帝國修身訓高等科兒童用全八冊

けり。

正帝國修身訓 卷三

株式會社集英堂

終

修
正
帝
國
修
身
訓
高
等
科
卷
四

8
86

K120.1
134
4